

当消防組合職員の処分について

1 該当職員

元職員（処分時は総務課付 消防士長 男性（39歳））

※ 令和8年1月23日付けで依願退職しております。

2 事案概要

当消防組合に所属する元職員が、令和7年8月10日にJR原田駅付近において通りすがりの女性の後をつけ、着衣の上からわいせつな行為をしたことにより、不同意わいせつ容疑にて同年11月19日19時17分に通常逮捕され、刑事事件として起訴されたものです。

3 処分内容

懲戒処分 停職6月

4 処分の理由

当該職員の行為が法令等に違反し、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、消防士長（主任）という職責や消防組織に対する信頼を大きく損なったことを踏まえ、当該処分とするもの

5 再発防止に向けた具体的な取組

消防組合として、この度の事案を重く受け止め、職員全員が消防職員に求められる高い倫理観と果たすべき義務を再認識するとともに、職員一丸となって服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図るため、以下のとおり全序を挙げて取り組んでまいります。

- (1) 全職員を対象とした倫理研修の実施
- (2) 飲酒を伴う組織的な会合の自粛
- (3) 不祥事防止に向けた行動指針の改正及び取組の推進

6 消防長コメント

職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為を行った結果、懲戒処分をすることとなり、市民や社会に対する信頼を損なうこととなってしまったことを重く受け止め反省するとともに、被害女性に対して心からお詫びを申し上げます。

今後は、組織一丸となって消防業務に邁進するとともに、服務規律の徹底と一層の綱紀粛正を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件のお問合せ先】

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部

総務課人事企画係

電話：092-584-1191

FAX：092-584-1194

E-mail：konfiredept@kon119.or.jp